

# 判例から学ぶ医療と法 — 第84回

## 「親権者の同意と医療ネグレクト」

東京家裁平成28年6月29日審判

弁護士法人 杜協同法律事務所  
 弁護士 白戸 祐丞

### ◆事案の概要

生後4カ月である未成年者Aは、先天性の心臓疾患（心室中隔欠損症、動脈管開存症、肺動脈狭窄症）のため出生後から継続して入院しており、根治手術が必要とされていた。Aには、哺乳不良、体重増加不良、多呼吸の症状が見られ、心不全が進行している状況にあり、Aの主治医は直ちに手術が必要であると診断した。しかし、親権者であるAの父Bおよび母C（以下「親権者ら」という）は、Aを見舞う回数も少なく、おむつや洋服の補充を求めても直ちに対応しないことがあり、また、医師からAの病状や治療方針などを伝えるために面談を求めても、約束した面談の予定をキャンセルすることがあった。

児童相談所長は、前記のような状況を踏まえ、Aを一時保護し、親権者らについて親権停止の審判を求めるとともに、同審判が効力を生じるまでの間、親権者らのAに対する職務停止を求める審判前の保全処分を申し立てた。

### ◆判決（審判）の要旨

裁判所は、前記事実関係を前提として、Aにつき「高度の専門性を有する病院において、直ちに治療及び手術を受ける必要がある」と認めたとうえで、

「未成年者の現在の症状や今後予定される手術の内容等に照らすと、未成年者の親権者としては、未成年者を頻繁に見舞うとともに、医療従事者と十分に意思疎通を図り、緊急の事態が生じた場合も含めて、未成年者が必要としている医療行為が実施されるよう、迅速かつ適切に対応する必要があると認められる。親権者らは、本件の第1回期日において、未成年者が必要な医療行為を受けることについて同意し、協力する意向を表明しているが、…

親権者らのこれまでの対応や現在の生活状況に照らすと、親権者らが現在の緊急事態に迅速かつ適切に対応できるかどうか疑問があるといわざるを得ない。

そうすると、本案審判認容の蓋然性及び保全の必要性があり、本案事件の審判が効力を生ずるまでの間、親権者らの職務執行を停止することが子の利益のために必要であると認められる。」として、前記申し立てを認容した。

### ◆この判例をどう理解するか

未成年者が傷病のために手術や治療を必要とする場合に、医療機関が当該未成年者に医療行為を行うためには、通常親権者の同意が必要とされる。しかし、親権者が正当な理由なく医療行為についての同意を拒否して放置することにより、未成年者の生命・身体が危険にさらされる場合があり、このような親権者の行為は医療ネグレクトと呼ばれている。

医療ネグレクト事案において未成年者に必要な治療を受けさせるための対応策として、厚生労働省の通知（平成24年3月9日雇児総発0309第2号）では、①児童相談所長が家庭裁判所に親権停止の審判を請求し、審判の確定により親権が停止した後、未成年後見人又は親権を代行する児童相談所長等が医療行為に同意する方法、②①の審判の請求を本案とする保全処分により、親権者の職務執行を停止し、裁判所に選任された職務代行者又は親権を代行する児童相談所長等が医療行為に同意する方法、③未成年者の生命・身体の安全を確保するための緊急の必要がある場合に、児童相談所長等が児童福祉法に基づく観護措置として医療行為に同意する方法の三つが紹介されている。

従前医療ネグレクト事案の対応策としては、親権

喪失の審判を本案とした親権者の職務執行停止および職務代行者の選任の保全処分という方法がとられていた。その後、平成23年の民法改正により親権停止制度が新設され(民法第834条の2)、親権を喪失させるまでには至らない比較的程度の軽い事案や、一定期間の親権制限で足りる事案において、2年以内の範囲で必要に応じて適切に親権を制限することができるようになった。前記①は、同制度を利用して親権者の親権を停止させ、親権者以外の者が医療行為への同意を行い、未成年者に必要な医療行為を施すという対応策である。

本件は、児童相談所長により前記②の対応策による申し立てがなされた事案である。これは、親権停止の審判(前記①)がなされるまでに病状が進行してしまうなど時間的猶予がない場合に、前記審判がなされるまでの暫定的な措置として、両親の親権者としての職務の執行を停止し、職務代行者を選任したうえで医療行為への同意をするという方法である(ただし、本件では職務代行者の選任は申し立てられていない。これは、児童相談所による一時保護が行われており、親権者の職務の執行を停止しさえすれば児童相談所長において親権行使が可能となるためと思われる)。さらに緊急性が高く前記②の手続きを踏むことすらできない場合には、児童相談所長等の同意により直ちに医療行為を実施することができることとされる前記③の方法(児童福祉法第33条の2第4項、第47条第5項)が採られることもある。

前記②の保全処分における考慮要素としては、i未成年者の疾患および現在の病状、ii予定される医療行為およびその効果と危険性、iii予定される医療行為を行わなかった場合の危険性、iv緊急性の程度、v親権者が未成年者に対する医療行為を拒否する理由およびその合理性の有無等との見解が参考になる。本件の親権者らは、審判期日において未成年者のために必要な医療行為を行うことに同意し、協力する意向を示しているものの、未成年者が深刻な病状であり直ちに治療および手術を受ける必要があるにもかかわらず実際適切な対応をしていなかったことから、親権者らがこのような緊急事態に迅速かつ適切に対応できるかどうか疑問であるとして、職務執行の停止が認められたものと思われる。

医療行為の同意を拒否する親権者の態度としては、子の生命の危機において必要不可欠な医療行為を拒否するものから、必須とまでは言えない医療行為に対し医師と親権者の意見が異なるという状況まで濃淡があり、医療ネグレクトとしての介入の必要性判断自体が容易ではない。また、医療ネグレクトとしての前述の法的介入は、医学的対応への拒否(のみ)を理由に親権者としての子の監護権ないし職務執行を制限しうるものであるし、親権停止となった場合などのその後の養育環境・意欲に与える影響も大きい。そのため、前記の考慮要素の観点などから、緊急性に応じてより制限の少ない方法が選択できるよう慎重に検討されなければならない。

しかし、医療現場における対応の基本的なスタンスとしては、子どもの最善の利益を考えるべきである。医療ネグレクトが疑われる場合には、医療機関からの児童相談所などへの通報・相談が端緒となることが多いことから、子の生命・身体を守り必要な医療行為を受けさせるために現場の医師が一次的に果たす役割は大きい。また、前記①および②の請求や③の措置に当たっては、主治医による意見書作成その他の医学的な知見の補充が不可欠であるため、児童相談所などによる適切な方法選択の基礎としても、医師の関与は非常に重要である。

なお、医療ネグレクトの該当性は親権者の主観によっては左右されず子どもの立場に立って考えるべきであること、医師が相応の理由に基づいて医療ネグレクトを疑い児童相談所などに通告した場合には、基本的に通告自体の法的責任を問われることはないことに留意いただきたい(本連載第66回「児童福祉法に基づく要保護児童の通告」参照)。

#### ◆この判決からどう学ぶか

- ①未成年者への医療行為には原則として親権者の同意が必要であるが、医療ネグレクト事案においては、児童相談所長等の請求による法的手続き等により、親権者の同意を要せずに医療行為が可能となる場合がある。
- ②前記の方法で子の生命・身体を守るためには、一次的な発見者である医療現場からの児童相談所などへの通告・相談が重要な役割を果たす。